

Ⅱ 消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた

経済・社会構造の変革の促進

(1) 食品ロスの削減等に資する消費者と事業者との連携・協働

項目名	① 食品ロスの削減の推進に関する法律 に基づく施策の推進 ※SDGs 関連：関連目標 12、 Well-being 関連	担当省庁	消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省
-----	--	------	----------------------------------

施策概要	関係省庁の取組 食品ロスを削減するため、関係省庁の連携による取組を推進する。 ・食品ロスに関する情報を集約したウェブサイトによる情報提供等を行うとともに、随時、情報の拡充を行う。【消費者庁、農林水産省、環境省】 ・ロゴマーク「ろすのん」の周知を行う。【農林水産省、関係省庁】 ・地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定を促進する。【関係省庁】 ・食品ロス発生量の推計を継続的に実施する。また、食品ロスの内容、発生要因等を分析する。【農林水産省、環境省】 ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合の調査を継続的に行う。【消費者庁】 ・食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習の見直し等の取組を推進するとともに、このような食品関連事業者の取組に係る消費者への情報提供を行う。さらに、食品関連事業者による消費者啓発の取組を推進することで、消費者の理解を促進する。【農林水産省、経済産業省、消費者庁】 ・飲食店等における食べきりを促進するための好事例の共有、持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知を行う。【消費者庁、農林水産省、環境省、関係省庁】 ・災害時用備蓄食料の更新に当たり、フードバンク団体等生活困窮者を支援する団体への提供を行うなど、有効活用を図る。【消費者庁、関係省庁】 ・地方公共団体の先進的な取組についてモデル事業を実施し、他の地方公共団体の参考になるように情報提供を行う。【消費者庁、環境省】 ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携を進める。【消費者庁、農林水産省、環境省】 ・環境教育等とも連携した学校給食における食品ロス削減を含む3R推進の取組を推進する。【環境省】 ・命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。【文部科学省】 ・食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰を行う。【消費者庁】 ・食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究を行う。
------	--

	【消費者庁】 ・食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供を行う。【消費者庁、関係省庁】 ・フードバンク活動に対して必要な支援を行うとともに、フードバンク活動の促進、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討を行う。【関係省庁】 (令和2年度2～3年度実績) ・食品ロスに関する情報を集約したウェブサイトによる情報提供を行うとともに、随時、情報の拡充を行った。【消費者庁、環境省、農林水産省】 ・令和2年5月には、「新しい生活様式での食品ロス削減の工夫」として、テイクアウトやデリバリーの活用等と呼び掛けた。【消費者庁】 ・ウェブサイトや広報資材等で積極的にロゴマーク「ろすのん」を活用し、周知を行った。【農林水産省】 ・地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定を促進するため、オンラインによる説明会を実施した。【消費者庁、農林水産省、環境省】 ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携し、食品ロス削減全国大会を開催した。【消費者庁、環境省、農林水産省】 ・令和2年10月から12月にかけて、食品ロス削減をテーマとしたライブシンポジウムを全国9道府県で開催し、インターネットで配信した。【消費者庁】 ・食品ロス発生量の推計を継続的に実施し、食品ロスの内容、発生要因等を分析した。【農林水産省、環境省】 ・商慣習見直しのため、令和2年10月30日を「全国一斉商慣習見直しの日」として、納品期限の緩和や賞味期限表示の大括り化に取り組む製造・小売事業者の事業者名及び取組事例の公表を行った。さらに、食品ロス削減月間に小売・外食店舗等において消費者啓発に取り組む小売・外食事業者の事業者名及び取組事例の公表を行った。【農林水産省】 ・地方公共団体を対象とした食品ロス対策等に係るモデル事業を実施した。【消費者庁、環境省】 ・NEW ドギーバッグアイデアコンテストを実施し、外食における食べ残しの持ち帰り行為をmottECOと呼ぶことに決定。この普及啓発を行った。【環境省、消費者庁、農林水産省】 ・<u>庁・mottECOのロゴ、普及啓発資材を作成し、外食における食べ残しの持ち帰りの普及啓発活動を行った。【環境省、消費者庁、農林水産省】</u> ・恵方巻きを始めとする季節食品の需要に見合った販売の継続的な推進について呼び掛けを行うとともに、恵方巻きのロス削減に向けた取組を行う事業者を募集し、公表を行った。【農林水産省、消費者庁】 ・学校給食を通して、食品ロスの削減等の課題の解決に資することを目的とした委託事業「社会的課題に対応するための学校給食の活用事業」を実施し、先進的な取組の普及・啓発を図った。【文部科学省】 ・「食品ロス削減推進大賞」を創設（令和2年8月）し、食品ロス削減に関し、消費者等に対し広く普及し、波及効果が期待できる優秀な取組を実施した者を表彰
--	--

	【消費者庁】 ・「食品ロス削減環境大臣表彰」を創設（令和3年8月）し、食品ロス削減の機運の醸成を促進する観点から、食品ロス削減の効果的かつ波及効果が期待できる優良な取組を実施した者に対して、「mottECO」賞、「フードドライブ」賞、「食品ロス削減の取組」賞の3部門について表彰を行った。【環境省】 ・「賞味期限」の愛称・通称コンテスト」及び「私の食品ロス削減スローガン&フォトコンテスト」を実施し、大臣賞受賞作の普及・啓発を推進。【消費者庁】 ・「めざせ！食品ロス・ゼロ」川柳コンテスト」を実施し、受賞作品を活用した普及・啓発を推進。【消費者庁】 ・諸外国における食品の寄附の実態等に関する調査を実施した。【消費者庁】 ・諸外国が取り組んでいる消費者への普及・啓発事例や食品ロス削減に関する税制等の優遇措置及び法律による規制等について調査を実施した。【消費者庁】 ・フードバンク活動を推進するマッチングシステムの実証・構築の支援を行った。 【農林水産省】 ・役割を終えた災害用備蓄食品について、関係府省庁が申合せを行い、原則として、フードバンク団体等への提供に取り組むこととした。その上で、各府省庁の提供情報を取りまとめて公表するポータルサイトを立ち上げ、フードバンク団体等に提供を行った。【消費者庁、農林水産省、関係府省庁】 ・フードドライブ推進のための実証を行い、この事例を含めたフードドライブ実施の手引きを作成・公表した。【環境省】 ・食品ロス削減に関する関係省庁会議を開催し、関係省庁の連携を強化するとともに、食品ロス削減に向けた取組を加速化した。【消費者庁、関係省庁】 ・食品ロスにつながる商品を寄附金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動の支援等に活用する新たな仕組みの構築のための検討・実証の支援を行った。【農林水産省】 ・食品ロス削減に向けた「てまえどり」の取組を、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会と連携し、啓発資材を活用して呼び掛けた。【消費者庁、農林水産省、環境省】 ・感染症対策に伴う、イベントの中止・延期や小学校・中学校等の一斉臨時休校業等の対応として、食品関連事業者からフードバンクに寄附することを希望する未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに対してこれらの情報を一斉に発信する取組を行った。【農林水産省】 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた緊急対策として、フードバンクが子供食堂等への食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費を支援した。【農林水産省】 ・「食品ロス削減推進サポーター」制度を創設し、サポーター育成のための教材となる「食品ロス削減ガイドブック」を作成するとともに、サポーター制度に関する地方公共団体向けオンライン説明会を開催（令和4年2月）。
--	--

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 ①食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合 ②食品ロス発生量 ア) 家庭系食品ロス発生量 イ) 事業系食品ロス発生量 (目標) ①割合を 80%以上とする ②家庭系及び事業系食品ロス発生量を 2030 年度までに 2000 年度比で半減(家庭系：216 万トン、事業系：273 万トン) することを目指す。 (進捗) ①令和 3 年度：78.3% ②ア) 令和元年度：76.5%261 万トン ②ア) 平成 30 年度：276 万トン イ) 平成 30 令和元年度：324309 万トン (定義) ①消費者庁が実施する「消費者の意識に関する調査」において、「食品ロス問題を認知して、食品ロス削減のために行動している」と回答した人の割合。 ②ア) 食品廃棄物の発生量に食品ロスの発生率を乗じたもの。<u>食品廃棄物の発生量</u>は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」(環境省) によって集計され、<u>食品ロスの発生量</u>は「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進に係る実態調査」(環境省委託事業) を基に算出。 は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」(環境省) によって集計され、食品ロスの発生率は「食品循環資源の再生利用等に関する実施状況調査」(環境省委託事業) を基に算出。 イ) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。)に基づく定期報告及び食品循環資源の再生利用等実態調査で推計した食品廃棄物等の量に、食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査から推計した可食部率を乗じて算出。 【今後の取組予定】 〇〇 消費者庁の取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 3 年度 4 年度</td><td rowspan="3">食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第 19 号。以下「食品ロス削減推進法」という。)に基づく基本方針を踏まえ、必要に応じ関係各省と連携しつつ以下の取組を推進</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度</td></tr> </tbody> </table> ・食品ロス削減月間(10 月)及び食品ロス削減の日(10 月 30 日)を中心として、食品ロスの現状や食品ロス削減の重要性、実際の取組等についての普及・啓発の実施	年度	取組内容	令和 3 年度 4 年度	食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第 19 号。以下「食品ロス削減推進法」という。)に基づく基本方針を踏まえ、必要に応じ関係各省と連携しつつ以下の取組を推進	令和 4 年度	令和 5 年度
年度	取組内容						
令和 3 年度 4 年度	食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第 19 号。以下「食品ロス削減推進法」という。)に基づく基本方針を踏まえ、必要に応じ関係各省と連携しつつ以下の取組を推進						
令和 4 年度							
令和 5 年度							

	・食品ロスの削減に関する消費者の意識調査、全国での取組事例の収集 ・季節のイベント等に合わせた消費者・事業者等への普及啓発の実施（宴会シーズンの食べきりの推進、恵方巻き、食料備蓄におけるローリングストック法の導入等） ・食品ロス削減の推進に貢献した取組の表彰（令和2年度～） ・国民が食品ロスの削減に関心を持てるよう、各種コンテスト等の開催（令和2年度～） ・地域の特性を踏まえた取組推進に向けた地方公共団体による食品ロス削減推進計画策定に向け、説明会の開催等による支援（令和2年度～） ・食品ロス削減の推進に向けた地方における先進的なモデル的取組への支援（令和2年度～） ・「新しい生活様式」における食品ロス削減の工夫や留意事項の普及・啓発（令和2年度～） ・<u>「食品ロス削減推進サポーター」の育成</u>
令和6年度	基本方針の見直しの検討
令和7年度以降	基本方針の見直しを踏まえた施策の実施。

農林水産省の取組

年度	取組内容
令和3年度4年度	・食品ロス発生量推計の実施（毎年度） ・食品ロス削減推進法に基づく基本方針を踏まえた、商慣習見直し等の取組の一層の推進（毎年度）
令和4年度	・<u>大規模スポーツイベントでの食品ロス削減月間（10月）及び食品ロス削減の日（10月30日）に向けた合わせた消費者啓発手法に関する調査の実施（令和3年度働き掛け）。（毎年度）</u>
令和5年度	
令和6年度	・<u>設立初期役割を終えた災害用備蓄食品について、各府省庁のフードバンク活動団体提供情報を取りまとめ、ポータルサイトで公表。（毎年度）</u> ・<u>恵方巻きを始めとする季節食品の人材育成需要に見合った販売の取組継続的な推進。（毎年度）</u> ・<u>ウェブサイトや生鮮食品の取扱量の拡大に向けた取組広報資料等の支援（令和3年度で積極的にロゴマーク「ろすのん」を活用し、周知を行う。（毎年度）</u> ・寄附金付き未利用食品の販売によるフードバンク活動支援等に活用する新たな仕組み構築の検討・実証（令和3年度～令和5年度） ・フードバンク活動を推進するマッチングシステムの実証・構築

	の支援（令和3年度～令和4年度） ・<u>食品製造業における多様な食品ロス発生要因を把握・分析し、業務実態に応じた削減対策やフードバンク活動との連携のための取組を支援（令和3年度～令和4年度）</u> ・<u>スタートアップ団体への支援及びフードバンクにおける広域連携等の食品受入・提供能力の強化に向けた先進的な取組の支援。（令和4年度）</u> ・食品廃棄物等の可食部・不可食部調査の実施（令和5年度） ・新たな食品リサイクル法基本方針の検討（令和4年度及び令和5年度）
令和7年度以降	・食品ロス発生量推計の実施（毎年度） ・食品ロス削減推進法に基づく基本方針を踏まえた、商慣習見直し等の取組の一層の推進（毎年度）

〇〇 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和3年度4年度	命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践の促進
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度以降	命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践の促進

〇〇 環境省の取組

年度	取組内容
令和3年度4年度	・地方公共団体における食品ロス発生量の把握調査の実施支援（令和2年度～）
令和4年度	・New ドギーバッグアイデアコンテストの実施・食品ロスの削減及びコンテストの成果食品リサイクルに先進的に取り組む地方公共団体及び事業者等を活用した飲食店からの持ち帰りの支援するためのドギーバッグ、食品ロス削減・食品リサイクル推進モデル事業、mottECO 導入促進等（令和2年度～）により、食べきりを前提としながら、外食時における食べ残しの持ち帰り文化の推進・定着を図る ・モデル事業、食品廃棄ゼロエリアモデル事業及び学校給食における食品ロス削減を含む3Rの取組の推進（令和2年度～）により食品ロスの削減等に関する啓発取組のモデル事業を行う実施。
令和5年度	
令和6年度	
	・新たな食品リサイクル法基本方針の検討（令和4年度以降）

	【以降、毎年度実施】 ・食品ロス発生量推計の実施 ・食品ロスの内容・発生要因等の分析 ・地方公共団体が食品ロス削減に取り組む際の留意点等を取りまとめた「自治体職員向け食品ロス削減のための取組マニュアル」の更新・普及 ・食品ロスに関する情報を集約したウェブサイト「食品ロスポータルサイト」の管理・運営 ・地方公共団体が食品ロス削減の計画策定に臨む際の留意点等を取りまとめたマニュアル等の策定・公表 ・地方公共団体における食品ロス発生量の把握調査の実施支援 ・地方公共団体と連携した食品ロス削減モデル事業の実施 ・<u>地方公共団体における食品ロス発生量の把握調査の実施支援</u> ・食品ロス削減のための行動変容を促す取組の推進 ・環境教育等とも連携した学校給食における食品ロス削減を含む3Rの取組の推進により日常生活における行動変容を促す ・新たな食品リサイクル法基本方針の検討
令和7年度以降	・食品ロス発生量推計の実施 ・食品ロスの内容・発生要因等の分析 ・地方公共団体が食品ロス削減に取り組む際の留意点等を取りまとめた「自治体職員向け食品ロス削減のための取組マニュアル」の更新・普及 ・食品ロスに関する情報を集約したウェブサイト「食品ロスポータルサイト」の管理・運営 ・地方公共団体が食品ロス削減の計画策定に臨む際の留意点等を取りまとめたマニュアル等の策定・公表 ・地方公共団体における食品ロス発生量の把握調査の実施支援 ・地方公共団体と連携した食品ロス削減モデル事業の実施 ・食品ロス削減のための行動変容を促す取組の推進 ・環境教育等とも連携した学校給食における食品ロス削減を含む3Rの取組の推進 ・新たな食品リサイクル法基本方針の検討

項目名	② 食育の推進 ※SDGs 関連：関連目標 2、3、4、12	担当省庁	消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
-----	-----------------------------------	------	--------------------------------

施策概要	㊦ 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の取組 国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについては正確な情報の提供等を推進する。 食育推進会議が令和3年3月31日に作成した、令和3年度から令和7年度までを対象おおむね5年間を計画期間とする第4次食育推進基本計画に基づき、行政、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等関係する各主体が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進する。 (令和2年度2～3年度実績) ・第3次食育推進基本計画（平成28年度～令和2年度）に基づき、関係府省庁が連携し食育を推進した。 ・食育推進評価専門委員会を開催し、第4次食育推進基本計画作成のための検討を行った。 ・令和3年3月、食育推進会議において、令和3年度からおおむね5年間を計画期間とする第4次食育推進基本計画を作成した。 ㊦・第4次食育推進基本計画に基づき、関係府省庁が連携し食育を推進した。（令和2年度は、第3次食育推進基本計画（平成28年度～令和2年度）に基づき食育を推進） ・令和3年度に開催した食育推進評価専門委員会では、第4次食育推進基本計画推進のための検討を行った。 ㊦ 文部科学省の取組 学校における食育を推進する。 (令和2年度2～3年度実績) 「食に関する指導の手引」や食育教材などにより、学校給食や授業等において栄養、食習慣についての指導を推進した。 ㊦ 農林水産省の取組 持続可能な食を支える食育の推進のため、農林漁業体験などにより、食や農林水産業への理解増進を図るとともに、食と環境の調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育の推進を図る。 さらに、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法や知見を食育関係者間で情報共有等を図るため、全国食育推進ネットワークを活用する。 (令和2年度2～3年度実績) 食や農林水産業への理解を増進する農業体験機会の提供等の支援を行った。
------	---

	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、<u>令和2年度</u>第15回食育推進全国大会が開催<u>できなかった</u><u>できなかった</u>ことから、食育活動表彰の受賞者の取組等に係る動画を作成し、農林水産省 <u>Web サイトに掲載</u><u>ウェブサイトに掲載</u>。令和3年度第16回食育推進全国大会については、オンラインで開催し、トークショーや料理教室を全国へ配信。 —また、<u>デジタル化に対応した食育を推進するため、デジタル食育ガイドブックを作成。</u> —「令和<u>2年度</u><u>3年度</u>食育に関する意識調査」を実施し、調査結果を第<u>3次</u><u>第4次</u>食育推進<u>基本計</u><u>基本計画</u>の目標値の<u>達成状況</u>の評価に<u>用いるとともに、第4次食育推進基本計画の作成に反映する。</u><u>用いた。</u>												
KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 ①農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合の向上 ②産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の向上 ③環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の向上 （目標） ①令和7年度までに70%以上とする ②令和7年度までに80%以上とする ③令和7年度までに75%以上とする （進捗） ①令和<u>2年度</u>：<u>65.7</u><u>3年度</u>：<u>61.3</u>% ②令和<u>2年度</u>：<u>73.5</u><u>3年度</u>：<u>74.8</u>% ③令和<u>2年度</u>：<u>67.1</u><u>3年度</u>：<u>69.3</u>% （定義） いずれも食育に関する意識調査で集計。 【今後の取組予定】 〇〇 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和<u>3年度</u><u>4年度</u></td><td>第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進（重点事項）</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>・生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>・持続可能な食を支える食育の推進</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>・「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進</td></tr> <tr> <td>令和7年度以降</td><td>第5次食育推進基本計画の作成</td></tr> </tbody> </table> —※第3次食育推進基本計画の計画期間は平成28年度から令和2年度まで。 —令和3年度から第4次食育推進基本計画に基づく取組を実施予定—	年度	取組内容	令和 <u>3年度</u> <u>4年度</u>	第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進（重点事項）	令和4年度	・生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進	令和5年度	・持続可能な食を支える食育の推進	令和6年度	・「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進	令和7年度以降	第5次食育推進基本計画の作成
年度	取組内容												
令和 <u>3年度</u> <u>4年度</u>	第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進（重点事項）												
令和4年度	・生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進												
令和5年度	・持続可能な食を支える食育の推進												
令和6年度	・「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進												
令和7年度以降	第5次食育推進基本計画の作成												

(2) 環境の保全に資する消費者と事業者との連携・協働

項目名	① 脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革 ※SDGs 関連：関連目標 13	担当省庁	環境省
-----	--	------	-----

施策概要	環境省の取組 地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について、IPCC 評価報告書など最新の科学的知見に基づく信頼性の高い情報を、世代やライフスタイル等に応じて、分かりやすい形で国民に発信することで、地球温暖化に対する国民の意識改革と危機意識浸透を図る。 また、産業界・労働界・地方公共団体・NPO 等と連携し、国民の温暖化対策に対する理解と協力への機運を醸成する。脱炭素社会づくりに向けては、家庭・業務部門における CO₂排出を 2013 年度比 2030 年度までに 4 割削減する必要がある。2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、消費者が果たす役割は大きく、消費者が脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルを積極的に選択することは、CO₂排出削減に果たす役割が大きい。また、このような脱炭素を意識した消費者のライフスタイルの変化は事業者の行動変容を後押しすることにもつながる。このため、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択「COOL CHOICE」を旗印に、国民に積極的かつ自主的な行動喚起を促す推進することなどにより、脱炭素社会に向けた<u>ふさわしい社会経済システム</u>への変革やライフスタイルイノベーションへの展開を促進させる。 (令和2年度2～3年度実績) ・脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す<u>国民運動「COOL CHOICE」の展開。</u> ・在宅時間の増加に伴い、家庭の省エネ対策としてインパクトの大きいエコ住宅・断熱リフォームと省エネ家電への買換えを促進する「みんなでおうち快適化チャレンジ」キャンペーンを関係省庁や関係業界等と連携して実施 ・<u>再生可能エネルギー（再エネ）の導入・利用をサポートするポータルサイト「再エネスタート」を立ち上げ、個人、地方自治体、企業それぞれに再エネ導入・利用のメリットや具体的な方法や取組事例などの情報提供を実施。</u> ・<u>衣食住・移動・買物など日常生活におけるアクションとそのメリットを「ゼロカーボンアクション30」として整理し、分かりやすく紹介するウェブサイトを設け、取組の呼び掛けを実施。</u> ・脱炭素社会の構築に向けたシンポジウムを各地方で開催（令和2年12月～<u>令和3年3月</u>） ・<u>脱炭素社会の構築に向けたオンラインコンテンツの制作、出展。展示ツールの地方公共団体等へ貸出し。</u>特に若年層の危機意識を醸成するため、地球温暖化に関する意識啓発に活用するアニメを、地方公共団体・教育機関等へ貸出し。 ・地球温暖化対策の意識啓発イベントに活用できる展示ツールを、地方公共団体等へ
------	---

	<u>貸出し</u> ・国民一人<u>ひとり</u>の地球温暖化対策に対する理解と自発的取組の機運を高めるため、<u>気候変動変動</u>×防災<u>や気候変動</u>×<u>スポーツ</u>をテーマとした動画を制作し、YouTube 等のメディアで発信 ・<u>消費者による環境配慮製品・サービスの選択等の行動に対して企業・地域が新たにポイントを発行する取組を支援する食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業の実施</u> ・<u>家電の省エネ性能の比較のできる「しんきゅうさん」や、家庭でのCO₂排出量や削減可能量を見える化する「家庭エコ診断」（うちエコ診断）による省エネ家電への買換え・脱炭素ライフスタイルの促進。</u>				
KPI ・ 今後の取組予定	【KPI】 ①COOL—CHOICE 賛同数 ②クールビズ及びウォームビズの実施率 ア) クールビズ（業務）の実施率 イ) クールビズ（家庭）の実施率 ウ) ウォームビズ（業務）の実施率 エ) ウォームビズ（家庭）の実施率 <u>③家庭エコ診断実施世帯数</u> （目標） 今後、昨今の状況を踏まえて、地球温暖化対策計画等を見直す予定である。これに併せて、取組予定等も見直しを行う。 <u>①—</u> （進捗）①令和2年度：調査中 ②ア) 令和2年度：調査中（令和元7年度：91.6%、令和12年度：67%）<u>100%</u> イ) 令和2年度：調査中（令和元7年度：93.2%、令和12年度：69%）<u>100%</u> ウ) 令和2年度：調査中（令和元7年度：91.5%、令和12年度：32%）<u>100%</u> エ) 令和2年度：調査中（令和元7年度：94.5%、令和12年度：68%）<u>100%</u> <u>③令和7年度：830 千世帯、令和12年度：1,555 千世帯</u> <u>（進捗）</u> <u>①令和2年度：個人約1,348 万人、企業・団体約36 万事業所</u> <u>②ア) 令和3年度：86.2%</u> <u>イ) 令和3年度：77.9%</u> <u>ウ) 令和3年度：72.0%</u> <u>エ) 令和3年度：82.6%</u> <u>③令和3年度：112 千世帯</u> 【今後の取組予定】 ◎◎ 環境省の取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度4</td><td>・脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利</td></tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度4	・ 脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利
年度	取組内容				
令和3年度4	・ 脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利				

	年度	用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」の展開
	令和4年度	
	令和5年度	・エコ住宅・断熱リフォームと省エネ家電への買換えを促進する
	令和6年度	「みんなでうち快適化チャレンジ」キャンペーンの展開 ・特に若年層の危機意識を醸成するため、地球温暖化に関する意識啓発に活用するアニメを、地方公共団体・教育機関等へ貸出し ・地球温暖化対策の意識啓発イベントに活用できる展示ツールを、地方公共団体等へ貸出し等 ・「COOL CHOICE」として、関係府省庁が一丸となって関係業界、事業者の協力を得て家庭や職場における脱炭素につながる取組を促す。その際、特に、住まいや移動などライフスタイルに起因する二酸化炭素排出量の多くを占める分野を中心に、省エネルギーによる経済的なメリットやコストに加え、快適性や健康性などのメリットも伝達するとともに、再生可能エネルギー発電・脱炭素電力の利用拡大を訴求する。 ・国民が脱炭素行動を容易に選択できるよう、デジタル技術を使用し、製品・サービスなどの環境価値の把握・認証を進めることにより、二酸化炭素排出の見える化を進める。さらに見える化された情報に基づき、脱炭素に貢献する製品・サービスの選択等脱炭素行動を自発的に選択できるよう、ポイント制度、ナッジ等により後押しする。 ・脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを整理した「ゼロカーボンアクション 30」について、様々な形で発信することで、具体的な脱炭素行動に対する共感・関心を広げ、自らの行動につなげる。
	令和7年度以降	地球温暖化対策計画等の見直し後に具体化の予定各種取組の進展状況・効果等を検証しつつ、必要に応じて見直し。

項目名	② 海洋プラスチックごみ削減に向けた国民運動（「プラスチック・スマート」キャンペーン）の推進 ※SDGs 関連：関連目標 12、14	担当省庁	環境省
-----	--	------	-----

施策概要	〇〇 環境省の取組 海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針・プラスチック資源循環戦略・海洋プラスチックごみ対策アクションプランや消費者の取組が事業者の行動変容を後押しすることにもつながることを踏まえ、海洋ごみの発生抑制の更なる推進のため、“プラスチックとの賢い付き合い方”をキーワードとした国民運動の展開等の施策を、関係機関と連携し、総合的に講じる講ずる。 （令和2年度2～3年度実績） ・プラスマWebサイトプラスマウェブサイトのオンラインプラットフォーム化 ・全国一斉清掃キャンペーン「秋の海ごみゼロウィーク」の実施 ・海洋ごみ対策の優れた取組を表彰する「海ごみゼロアワード20202021」の実施 ・政府広報事業「チームNEXT ステップ」との連携による海洋プラスチックごみをテーマとするシンポジウムやワールドクリーンアップデイプラスマトークライブなどのオンライン開催
------	---

KPI ・ 今後の取組予定	【KPI】 「プラスチック・スマート」キャンペーン取組登録数 (目標) 令和元年度内に、取組延べ登録数 1,000 件を達成する 令和2年度内に、取組延べ登録数 2,000 件を達成する 令和3年度内に、取組延べ登録数 3,000 件を達成する (進捗) <u>令和3年度：2,438 件</u> (令和2年度：2,012 件 (令和元年度：1,189 件)) (定義) 「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録された取組数。取組数はキャンペーン =<u>プラスチック・スマート</u>事務局が集計 【今後の取組予定】 〇〇 環境省の取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度<u>4年度</u> <u>年度</u></td><td> ・全国一斉清掃キャンペーン「海ごみゼロウィーク 2021<u>2022</u>」の実施 ・海ごみゼロアワード 2021<u>2022</u> の実施 ・シンポジウムの開催 ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築 </td></tr> <tr> <td>令和4年度<u>5年度</u> <u>年度</u></td><td rowspan="3"> ※令和2年、3年度<u>4年度</u>を含む継続した取組 ・「プラスチック・スマート」の展開 ・セミナー、公開講座等への講師派遣 等 </td></tr> <tr> <td>令和5年度 <u>年度</u></td></tr> <tr> <td>令和6年度 <u>年度</u></td></tr> <tr> <td>令和7年度 以降</td><td> ・「プラスチック・スマート」の展開 ・セミナー、公開講座等への講師派遣 等 </td></tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 3年度 <u>4年度</u> <u>年度</u>	・全国一斉清掃キャンペーン「海ごみゼロウィーク 2021<u>2022</u>」の実施 ・海ごみゼロアワード 2021<u>2022</u> の実施 ・シンポジウムの開催 ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築	令和 4年度 <u>5年度</u> <u>年度</u>	※令和 2年 、 3年度 <u>4年度</u> を含む継続した取組 ・「プラスチック・スマート」の展開 ・セミナー、公開講座等への講師派遣 等	令和 5年度 <u>年度</u>	令和 6年度 <u>年度</u>	令和 7年度 以降	・「プラスチック・スマート」の展開 ・セミナー、公開講座等への講師派遣 等
年度	取組内容										
令和 3年度 <u>4年度</u> <u>年度</u>	・全国一斉清掃キャンペーン「海ごみゼロウィーク 2021<u>2022</u>」の実施 ・海ごみゼロアワード 2021<u>2022</u> の実施 ・シンポジウムの開催 ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築										
令和 4年度 <u>5年度</u> <u>年度</u>	※令和 2年 、 3年度 <u>4年度</u> を含む継続した取組 ・「プラスチック・スマート」の展開 ・セミナー、公開講座等への講師派遣 等										
令和 5年度 <u>年度</u>											
令和 6年度 <u>年度</u>											
令和 7年度 以降	・「プラスチック・スマート」の展開 ・セミナー、公開講座等への講師派遣 等										

項目名	③ 循環型社会形成に向けた情報提供事業・普及啓発事業の実施等 ※SDGs 関連：関連目標 12	担当省庁	環境省、経済産業省
-----	--	------	-----------

施策概要	環境省の取組 消費者が3Rに貢献する製品を購入するなど、資源の大切さを理解したライフスタイルを積極的に選択することは、事業者の行動変容を後押しすることにもつながることから、資源の大切さや3Rを多くの方に周知するため、3Rの態度変容、行動喚起を促すウェブサイト「Re-Style」を運用するとともに、参加型行動促進イベント「Re-Style Fes!」、「選ぼう! 3R キャンペーン」等を展開する。 ※毎年度、3Rを念頭に置きつつも、音楽や映像などのサブカルチャーを通じた様々なコンテンツを通じて若者の興味をひくような最新の動向やイベントを検討し、掲載を行う。 また、「3R推進月間」における「3R推進全国大会（・循環型社会形成推進功労者表彰・ポスターコンクール）」の開催等による普及啓発、「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者表彰」及び関係機関の意見を踏まえた情報発信方法の改善等を行う。 「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」及び「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」等を踏まえ、水銀使用製品への水銀使用に係る消費者への情報提供や廃棄された水銀使用製品の適正処理を推進する。 (令和2年度2～3年度実績) ・Re-styleFES!：コロナの影響により中止 ・選ぼう! 3R キャンペーン実施店舗数：<u>1215,000 店舗 (令和3年度)</u> ・ポスターコンクール応募数：<u>4,0686,621 件 (令和3年度)</u> ・功労者表彰件数：<u>13件7件 (令和3年度)</u> ・水銀使用製品に関する規制開始について、ラジオ広告や展示会への出展など、広報活動を行った。 経済産業省の取組 循環型社会に向けて、以下の取組を実施する。 ・3R行動の実践を呼び掛けるため、各種イベント等の広報活動を行う。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及び「資源循環技術・システム表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及や新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。 (令和2年度2～3年度実績) インセンティブ付与の取組として、令和2年3月10月の3R推進月間において、資源循環技術・システム表彰で経済産業省産業技術環境局長大臣賞（2件）<u>及び経済産業省産業技術環境局長賞（3件）</u>、また、リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰で内閣総理大臣賞（2件1件）及び経済産業大臣賞（2件1件）の授与を支援した。
------	--

KPI ・ 今後の取組予定	【KPI】 ①国民の具体的な3R行動実施率 ②「選ぼう！3Rキャンペーン」参加企業数と実施店舗数 ②③「3R促進ポスターコンクール」への応募数—現状維持— ②④環境省 YoutubeYouTube 上の水銀使用製品の規制に関する動画の再生回数 (目標) 出典：第4次循環型社会形成推進基本計画 具体的な3R行動の実施率を、令和5年度までに平成24年度の世論調査から約20%上昇させる。 (進捗) ①令和2年度：13メーカー、約12,000店舗31.2% —(令和元年度：11②令和3年度：16メーカー、約6,70015,000店舗)— ②(令和2年度：13メーカー、約12,000店舗) ③令和3年度：6,621件(令和2年度：4,086件—(令和元年度：5,540件)—) ②④令和3年度：約4,600回(令和2年度：約20002,000回) 【今後の取組予定】 〇〇 環境省の取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度4年度</td><td>・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供 ・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>・選ぼう！3Rキャンペーン</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>→水銀使用製品の規制開始に関する情報提供</td></tr> <tr> <td>〔令和7年度以降〕</td><td>・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供 ・選ぼう！3Rキャンペーン ・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等 →水銀使用製品の規制開始に関する情報提供</td></tr> </tbody> </table> 〇〇 経済産業省の取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度4年度</td><td>・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。</td></tr> <tr> <td>〔令和7年度以降〕</td><td>・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。</td></tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 3 年度4年度	・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供 ・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等	令和5年度	・選ぼう！3Rキャンペーン	令和6年度	→水銀使用製品の規制開始に関する情報提供	〔令和7年度以降〕	・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供 ・選ぼう！3Rキャンペーン ・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等 →水銀使用製品の規制開始に関する情報提供	年度	取組内容	令和 3 年度4年度	・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。	令和5年度	・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。	〔令和7年度以降〕	・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。
年度	取組内容																		
令和 3 年度4年度	・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供 ・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等																		
令和5年度	・選ぼう！3Rキャンペーン																		
令和6年度	→水銀使用製品の規制開始に関する情報提供																		
〔令和7年度以降〕	・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供 ・選ぼう！3Rキャンペーン ・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等 →水銀使用製品の規制開始に関する情報提供																		
年度	取組内容																		
令和 3 年度4年度	・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。																		
令和5年度	・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。																		
〔令和7年度以降〕	・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。																		

項目名	④ 生物多様性の保全と持続可能な利用の促進 ※SDGs 関連：関連目標 12、14、15	担当省庁	環境省
-----	---	------	-----

施策概要	環境省の取組 経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るため、<u>持続可能な開発目標（SDGs）</u>の普及、<u>ESG 金融の拡大</u>、ポスト 2020 生物多様性枠組等の<u>国際社会</u>の動向を踏まえ、国内外の先進的な取組事例を収集・発信し、事業者や消費者に必要とされる具体的な取組を促すとともに、行動を促進するために必要な措置を引き続き検討する。 具体的には、<u>「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）」</u>を事業者に向けて<u>継続的に普及させるとともに、生物多様性に関する最新の動向（SDGs の普及、ESG 金融の拡大、IPBES 報告書の発行、ポスト 2020 生物多様性枠組の採択等）</u><u>生物多様性に関する最新の動向</u>を踏まえ、「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）」の改定版（第3版）の検討を進め、個々の事業者によるサプライチェーン及びバリューチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、<u>産官学民の連携プラットフォームとして、「2030 生物多様性枠組実現日本会議」を設立し、</u>事業者間及び市民を含む多様な主体間の連携・協働を促進する。 また、消費者に向けて「MY 行動宣言」を普及することにより、生物多様性に配慮した商品やサービスの選択を促進する。 ※生物多様性基本法において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することとされている。 ※「MY 行動宣言」とは、国民一人一人が生物多様性との関わりを自分の生活の中で捉えることができるよう、5つのアクション（たべよう、ふれよう、つたえよう、まもろう、えらぼう）の中から自らの行動を選択して宣言する、生物多様性の普及・啓発に関する取組。 （令和2年度2～3年度実績） 民間事業者による優れた取組を「民間参画事例集」及び「情報開示グッドプラクティス集」として作成、<u>HPにて公開した。ウェブサイトにて公開した。また、経団連と共同で「生物多様性ビジネス貢献プロジェクト」を推進し、ポスト 2020 生物多様性枠組に貢献する民間事業者の技術、製品、サービスの紹介を行った。</u>民間参画ガイドラインについては、各種の企業向け講演・セミナーで第2版の紹介・解説を行った。また、改訂版（第3版）について、有識者を交えた検討会を実施し、<u>素案を作成を開始した。</u> <u>産官学民の連携・協力によって、企業や国民の生物多様性に配慮した具体の行動変容を促す取組などを促進するため、「2030 生物多様性枠組実現日本会議」を設立した。</u> 「MY 行動宣言」については、普及啓発イベント、SNS などを活用し、行動への参画を促した。
------	--

KPI ・ 今後の取組予定	【KPI】 事業活動に生物多様性保全の概念を盛り込んでいる企業の割合 ※生物多様性の分野では消費に関する指標は定められておらず、今後生物多様性保全と消費者に関する適切な KPI の設定について検討する。 (目標) 令和6年度までに 80%以上とすることを目指す。 (進捗) 令和2年度3年度：最新情報なし（令和元年度：75%、<u>令和2年度：データなし</u>） (定義) 調査対象企業のうち、該当する回答を行った企業の割合 【今後の取組予定】 環境省の取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td><td>生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の検討</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の公開</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発 事業者の活動事例集の発行と周知</td></tr> <tr> <td>令和7年度以降</td><td>生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発 事業者の活動事例集の更新版発行と周知</td></tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の検討	令和4年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の公開	令和5年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発	令和6年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発 事業者の活動事例集の発行と周知	令和7年度以降	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発 事業者の活動事例集の更新版発行と周知
年度	取組内容												
令和3年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の検討												
令和4年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の公開												
令和5年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発												
令和6年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発 事業者の活動事例集の発行と周知												
令和7年度以降	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発 事業者の活動事例集の更新版発行と周知												

項目名	⑤ 有機農産物を始めとする環境に配慮した食品への理解と関心の増進 ※SDGs 関連：関連目標 8、12、15	担当省庁	農林水産省
-----	---	------	-------

施策概要	〇〇 農林水産省の取組 有機農産物を始めとする環境に配慮した食品については、「食料・農業・農村基本計画」に則し、有機農業を始めとする生物多様性と自然の物質循環が健全に維持される取組について消費者等に分かりやすく伝え、持続可能な消費行動を促す取組を通して、消費者の理解と関心を増進する。 特に、有機農業については、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号。以下「有機農業推進法」という。）及び同法に基づく基本方針に則し、地方公共団体と連携し、また農業者、実需者やその他の関係者等の協力を得て、有機農業に対する消費者の理解を増進する取組等を推進し、国産有機食品に対する需要が喚起されるよう努める。 有機 JAS 制度の適正な運用を図るとともに、消費者等への啓発を行う。 （令和 2 年度 2 ～ 3 年度実績） ・有機農業に関する情報の発信等を通じた有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発 ・有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール等の普及啓発 ・有機農業について消費者に分かりやすく伝える者を増やす取組の推進 ・地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、有機農業を地域で支える取組事例の共有 ・国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携した国産の有機食品需要を喚起する取組の推進 ・<u>有機食品の生産量の増加につながるよう、有機 JAS に取り組む事業者の負担を軽減するための運用改善の実施</u> ・消費者がより合理的な選択ができるよう、名称表示の適正化を図ることが特に必要と認められる農林物資として、有機畜産物等を指定し、JAS マークが付されていない有機畜産物等の「有機」表示を規制することを内容とした「日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令」を施行した（令和 2 年 1 月公布、7 月施行）。 また、ウェブサイト、パンフレット等により、消費者等への啓発を実施した。
------	---

KPI ・ 今後の取組予定	【KPI】 有機食品を週 1 回以上利用する消費者の割合 (目標) 「有機食品を週 1 回以上利用する消費者の割合」を令和 12 年には 25%に引き上げる。 (進捗) 最新情報なし（平成 29 年度：17.5%） (定義) 平成 29 年の数値は、国内の 16 歳以上の一般消費者を対象とした「平成 29 年度有機マーケットに関する調査（農林水産省生産局農業環境対策課）」において集計。「有機食品の購入や外食等の頻度」の質問項目において、「ほぼ毎日」、「週に 2～3 回程度」、「週に 1 回程度」のうちいずれかを回答した者の割合を合計して算出。 【今後の取組予定】  農林水産省の取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 3年度 <u>4</u>年度</td><td rowspan="3"> - インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者<u>農業者</u>の顕彰等を通じた、有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発 </td></tr> <tr> <td>令和 4年度</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度</td><td> - 日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAP や特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等についての、消費者や関係者への普及啓発 - 有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修や情報提供を行うこと等により、有機農業が、エシカル消費につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やす取組の推進 - 食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進 - 有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など、有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知 - 国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携した国産の有機食品需要を喚起する取組の推進 - した国産の・有機食品需要 JAS 制度の適正な運用を喚起する図るとともに、消費者等への啓発を実施 ・消費者セミナーの開催や広報素材の作成・提供・周知により、 </td></tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 3 年度 <u>4</u> 年度	インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者<u>農業者</u>の顕彰等を通じた、有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	- 日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAP や特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等についての、消費者や関係者への普及啓発 - 有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修や情報提供を行うこと等により、有機農業が、エシカル消費につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やす取組の推進 - 食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進 - 有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など、有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知 - 国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携した国産の有機食品需要を喚起する取組の推進 - した国産の・有機食品需要 JAS 制度の適正な運用を喚起する図るとともに、消費者等への啓発を実施 ・消費者セミナーの開催や広報素材の作成・提供・周知により、
年度	取組内容								
令和 3 年度 <u>4</u> 年度	インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者<u>農業者</u>の顕彰等を通じた、有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発								
令和 4 年度									
令和 5 年度									
令和 6 年度	- 日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAP や特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等についての、消費者や関係者への普及啓発 - 有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修や情報提供を行うこと等により、有機農業が、エシカル消費につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やす取組の推進 - 食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進 - 有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など、有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知 - 国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携した国産の有機食品需要を喚起する取組の推進 - した国産の・有機食品需要 JAS 制度の適正な運用を喚起する図るとともに、消費者等への啓発を実施 ・消費者セミナーの開催や広報素材の作成・提供・周知により、								

		<u>有機農業の環境保全効果の消費者への訴求の取組の推進</u>
	令和7年度以降	・インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機<u>農業者農業者</u>の顕彰等を通じた、有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発 ・JAS 法に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAP や特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等についての、消費者や関係者への普及啓発 ・有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修や情報提供を行うこと等により、有機農業が、エシカル消費につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やす取組の推進 ・食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進 ・有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など、有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知 ・国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携した<u>国産の有機食品需要を喚起する取組の推進</u>した<u>国産の有機食品需要を喚起する取組の推進</u> ・有機 JAS 制度の適正な運用を図るとともに、消費者等への啓発を行う<u>実施</u>。

項目名	⑥ 各種リサイクル法等の普及啓発 ※SDGs 関連：関連目標 12	担当省庁	環境省、経済産業省
-----	--------------------------------------	------	-----------

施策概要	環境省の取組 平成 30 年度及び令和元年度において、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の機運を活用した「アフターメダルプロジェクト」による小型家電リサイクル制度の啓発や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく違法な不用品回収業者対策としてポスター、パンフレット等の作成を実施した。今後も各種リサイクル法や 3R 全般にわたる活動について、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。 また、平成 28 年度以降で実施した小学校でのモデル授業の課題や改善点を整理し、メダルプロジェクトその他の国民参画型プロジェクトの内容を盛り込むなど、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働きかける。 （令和 2 年度 2 ～ 3 年度実績） 令和 2 年度 2 ～ 3 年度も上記を継続して実施中。コロナ禍であることを考慮し、対面を極力避け、普及啓発のための動画制作や全国紙への広告掲載、教育機関へのリーフレットの改訂・配布、メールを活用した消費者向けの情報も含めリサイクルに関する情報を地方公共団体に発信しているところ。 経済産業省の取組 各種リサイクル法等の普及啓発のため、3R に関する法制度とやその動向を取りまとめたまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を引き続き作成し、関係機関に配布するほか、3R に関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布を行う。 また、3R 政策に関するウェブサイト（http://www.meti.go.jp/policy/recycle/）においても、引き続き取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに、普及啓発用 DVD の貸出等を実施する。 （令和 2 年度 2 ～ 3 年度実績） 情報発進の取組として、3R 政策ホームページを設置しているほか、令和 2 年 10 月、一般向けに関するウェブサイトにおいて、3R に関する法制度と 3R のやその動向を解説したまとめた冊子「資源循環ハンドブック 2020+」を掲載したほか、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を 4,000 部発刊する行うとともに、3R の取組について分かりやすく解説した普及啓発用 DVD の貸出等を実施した。
------	--

KPI ・ 今後の取組予定	【KPI】 具体的な3R行動の実施率 (目標) 出典：第四次循環型社会形成推進基本計画 具体的な3R行動の実施率を、令和7年度までに平成24年度の世論調査から約20%上昇させる。 (進捗) 令和2年度(12月現在)3年度：3R行動実施率における廃棄物詰め替え製品の減量化や循環利用に関する意識使用(約79%)、マイバッグのうち、「ごみ持参・簡易包装の取組(約83%)については、平成24年度の世論調査から約20%上昇し、目標をすくなくする配慮やリサイクルを心掛けて達成しているか」という項目において増加傾向にある(2013年度と比べて6.3ポイント増加)。 (定義) 具体的な3R行動の実施率は、内閣府が平成24年6月に「環境問題に関する世論調査」を実施している。 【今後の取組予定】 ㊦ 環境省の取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度4年度</td><td>・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>・小学生向け3R啓発教材の配布</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>・選ぼう！3Rキャンペーン</td></tr> <tr> <td>令和7年度以降</td><td>・水銀使用製品の規制開始に関する情報提供</td></tr> <tr> <td></td><td>各種リサイクル法や3R全般にわたる活動について、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。小学校でのモデル授業について、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働きかける。</td></tr> </tbody> </table> ㊦ 経済産業省の取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度4年度</td><td>引き続き、3Rに関する法制度やその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を作成し(4,000部程度)、関係機関に配布・</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>3Rに関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布行くと同時に、3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介のほか、普及啓発用DVDの貸出も実施していく。</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td></td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td></td></tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 3年度 4年度	・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供	令和4年度	・3R推進全国大会、 地域特性を踏まえた実効的なイベント等	令和5年度	・小学生向け3R啓発教材の配布	令和6年度	・選ぼう！3Rキャンペーン	令和7年度以降	・ 水銀使用製品の規制開始に関する情報提供		各種リサイクル法や3R全般にわたる活動について、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。小学校でのモデル授業について、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働きかける。	年度	取組内容	令和 3年度 4年度	引き続き、3Rに関する法制度やその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を作成し (4,000部程度) 、関係機関に配布・	令和4年度	3Rに関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布行くと同時に、3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介のほか、普及啓発用DVDの貸出も実施していく。	令和5年度		令和6年度	
年度	取組内容																								
令和 3年度 4年度	・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供																								
令和4年度	・3R推進全国大会、 地域特性を踏まえた実効的なイベント等																								
令和5年度	・小学生向け3R啓発教材の配布																								
令和6年度	・選ぼう！3Rキャンペーン																								
令和7年度以降	・ 水銀使用製品の規制開始に関する情報提供																								
	各種リサイクル法や3R全般にわたる活動について、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。小学校でのモデル授業について、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働きかける。																								
年度	取組内容																								
令和 3年度 4年度	引き続き、3Rに関する法制度やその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を作成し (4,000部程度) 、関係機関に配布・																								
令和4年度	3Rに関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布行くと同時に、3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介のほか、普及啓発用DVDの貸出も実施していく。																								
令和5年度																									
令和6年度																									

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="464 197 652 470"> 令和7年度以降 </td><td data-bbox="652 197 1375 470"> 引き続き、3Rに関する法制度やその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を作成し（4,000部程度）、関係機関に配布・3Rに関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布行くと同時に、3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介のほか、普及啓発用DVDの貸出も実施していく。 </td></tr> </table>	令和7年度以降	引き続き、3Rに関する法制度やその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を作成し（4,000部程度）、関係機関に配布・3Rに関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布行くと同時に、3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介のほか、普及啓発用DVDの貸出も実施していく。
令和7年度以降	引き続き、3Rに関する法制度やその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を作成し（4,000部程度）、関係機関に配布・3Rに関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布行くと同時に、3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介のほか、普及啓発用DVDの貸出も実施していく。		

(3) その他の持続可能な消費社会の形成に資する消費者と事業者との連携・協働

項目名	① エシカル消費の普及啓発 ※SDGs 関連：関連目標 12、13、14、15、 17、 <u>Well-being 関連</u>	担当省庁	消費者庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、 <u>環境省</u> 、関係府省庁
-----	---	------	---

施策概要	EQ 関係府省庁の取組 持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、消費者庁において、エシカル消費に関する調査及び普及啓発を実施する。また、エシカル消費の普及に当たり、関係省庁との連携を図る。 (令和2年度2～3年度実績) 持続可能な食の生産と消費の促進のため、消費者庁、環境省、農林水産省と連携し、普及啓発に向けた取組を行った。 また、エシカル消費を含む消費者教育、啓発のより効果的な情報発信に向けて、幅広い関係府省庁間において更なる連携の強化を図るため、令和2年11月に「生活者・消費者教育に関する関係府省庁連携推進会議」を<u>開催したを申し合わせた。</u> <u>○また同会議の下に分科会を設け、より効果的な啓発手法等について外部有識者からのヒアリング等を行った。</u> Q 消費者庁の取組 エシカル消費の普及のため、若年層に取り入れやすい文化・雰囲気醸成、メディアや広報の活用、エシカル消費につながる商品の開発・提供、認証ラベル等について消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、エシカル消費の意味や必要性に対する理解を深めるための多様な主体による推進活動（ムーブメント作り）を行う。また、学校において利用できる教材の提供や教員向け研修の機会の提供、商品・サービスへの反映や事業者間の連携に向けた研修の機会の提供等事業者への働きかけ、<u>事業者の取組や</u>認証ラベルの情報提供を行う。エシカル消費の地域での普及啓発モデルの検討・実施については、「消費者庁新未来創造戦略本部」において行う。 (令和2年度2～3年度実績) 消費者月間等のあらゆる機会を通じて啓発を行うとともに、更なる普及促進のため、新たにポスター、パンフレット等を作成した。また、身近なことからエシカル消費に取り組んでもらえるよう、情報発信を更に強化する観点から、令和2年10月に「エシカル消費特設サイト」を開設し、地方公共団体等を始めとする各主体で取り組まれている事例を積極的に発信した。 さらに、令和2<u>年</u>10月から12月にかけて、エシカル消費や食品ロス削減をテーマとしたライブシンポジウムを全国9道府県で開催し、インターネットで配信した。 また、社会のデジタル化の進展等も踏まえ、より多くの方にエシカル消費を実践していただくことを目的とした啓発動画を新たに作成し、イベント等での活用など積極的に発信した。
------	--

○令和3年度には、令和2年度に作成した啓発用のパンフレット、ポスター、動画や学習教材等の学校や地域等での活用促進、事業者主催の普及啓発イベントへの積極的な参画のほか、特設サイト等における情報発信の充実に向けた取組を進めている。
また、サステナブルファッションについて、8月に消費者庁、経済産業省、環境省による関係省庁連携会議を立ち上げ、政府一丸となって推進に取り組んでいく体制を構築し、消費者の行動変容を促すべく、特設ページにおける「消費者行動18のヒント」の発信や、サポーター制度の創設、「わたしのサステナブルファッション宣言」リレー、「サステナブルファッションに関する日仏シンポジウム」の開催などの取組を行った。
引き続き、エシカル消費の普及のため、情報発信の充実等を行う。

○ 農林水産省、消費者庁、環境省の取組

国連の持続可能な開発目標(SDGs)の2030年までの達成を目指し、食や農林水産業の持続可能な消費を広めるための活動を推進する「あふの環(わ)2030プロジェクト」(農林水産省、消費者庁、環境省連携)を令和2年6月に立ち上げ、100を超える企業・団体等が参画した。本プロジェクトでは実施。

(令和2～3年度実績)

・サステナアワード2021において、農林水産大臣賞、環境大臣賞、消費者庁長官賞を新設するほか、食や農林水産業のサステナビリティを考えるための定期的な勉強会・交流会、持続可能な消費を盛り上げるサステナウィーク、サステナブルな取組動画を表彰するサステナアワード等を実施し、持続可能な食と農林水産業の生産・消費の促進に取り組んだ。

○ 農林水産省、消費者庁の取組

みどりの食料システム戦略に掲げる「持続可能な生産消費」について、連携し普及を実施。

(令和2～3年度実績)

・日経SDGsフォーラムにおいて、サステナアワード農林水産大臣賞・消費者庁長官賞の受賞者による講演のほか、持続可能な取組を行う企業の代表らによるパネルディスカッションを実施し、企業関係者や消費者に対し、持続可能な生産消費の実施を呼び掛けた。(農林水産省、消費者庁連携)

○ 農林水産省の取組

持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進する「みどりの食料システム戦略」を策定。

(令和2～3年度実績)

・本戦略の実現に向けて、生産者、事業者、消費者等の関係者が、政策の基本理念を共有するため、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案(みどりの食料システム法案)」を第208回国会に提出した。

認証ラベルの一つである水産エコラベル^{*}は、我が国水産物が持続可能な漁業・養殖

業由来であることを示すものであることから、水産資源を管理しつつ最大限活用することの重要性についての消費者の理解の増進に資するため、取組である。令和元年12月3日11月には、「MEL（マリン・エコラベル・ジャパン）」が、国際的に水産エコラベルの承認を行う「GSSI（グローバル・サステナブル・シーフード・イニシアチブ）」からアジアのスキームとして初めて承認を受けたことや、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も承認継続審査（MOCA）をクリアしたこと等を契機として、国内外における普及を促進する。

※我が国で活用されている主な水産エコラベルには、MEL、MSC、ASC 等がある。

（令和2年度2～3年度実績）

- ・東京湾大感謝祭・インターナショナル・シーフードショー等の海洋・水産イベントにおける展示、~~パネルディスカッション~~
- ・~~ホームページ~~ウェブサイト等を通じた水産エコラベル認証取得者の取組事例の紹介・発信
- ・事業者に対する水産エコラベル認証取得に向けたコンサルティングへの支援 他

〇〇 農林水産省、経済産業省、国土交通省の取組

クリーンウッド法[※]は、地域及び地球環境の保全に資することを目的として、木材関連事業者に対しては取り扱う木材等の合法性の確認等を求め、木材等を取り扱う事業者には合法伐採木材等の利用に努めることを求めている。合法伐採木材等の流通及び利用を促進する意義について消費者や事業者理解を深めてもらうため、合法伐採木材等の利用促進に向けた普及啓発等の措置を講じている。

※合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）

（令和2年度2～3年度実績）

ウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」における合法性確認に係る情報提供、クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録の推進のため、~~セミナーや個別相談会等を~~開催した。また、消費者や事業者に対するクリーンウッド法や合法伐採木材等の普及啓発のため、全国規模の展示会などにおいてよる合法伐採木材等に関する展示を行った。

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 ①エシカル消費の認知度（消費者庁「<u>倫理的エシカル消費に関する消費者意識調査</u>」） ②環境に配慮した商品やサービスを選択することを心掛けている割合（「消費者意識基本調査」 ③②国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数 （目標） ①<u>令和4年度調査において、認知度を30%にする。</u> ②令和7年度までに、かなり心掛けている20%、ある程度心掛けている70%とすることを指す。 ③②令和4年度までに、国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数を150件にする。 （進捗） ①①<u>令和2年度令和元年度</u>（2月時点）：12.2%（平成28年12月：6.0%） ②平成30年度：かなり心掛けている11.2%、ある程度心掛けている48.1% ③②令和2年度3年度（3月末時点）：74<u>93</u>件 （定義） ①「エシカル消費に関する消費者意識調査」（令和4年度） ②「消費者意識基本調査」 ③国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数 【今後の取組予定】 〇〇 消費者庁の取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3<u>4</u>年度 <u>年度</u></td><td> - 消費者月間を活用した啓発 - エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） - 地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・ポータルサイト・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・特設サイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信 - デジタル化に対応した啓発資材の積極的な活用 </td></tr> <tr> <td>令和4<u>5</u>年度 <u>年度</u></td><td> - 消費者月間を活用した啓発 - エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2） - 地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・ポータルサイト・特設サイトを活用したエシカル消費に関する </td></tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 3 <u>4</u> 年度 <u>年度</u>	- 消費者月間を活用した啓発 - エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） - 地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・ポータルサイト・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・特設サイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信 - デジタル化に対応した啓発資材の積極的な活用	令和 4 <u>5</u> 年度 <u>年度</u>	- 消費者月間を活用した啓発 - エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2） - 地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・ポータルサイト・特設サイトを活用したエシカル消費に関する
年度	取組内容						
令和 3 <u>4</u> 年度 <u>年度</u>	- 消費者月間を活用した啓発 - エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） - 地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・ポータルサイト・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・特設サイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信 - デジタル化に対応した啓発資材の積極的な活用						
令和 4 <u>5</u> 年度 <u>年度</u>	- 消費者月間を活用した啓発 - エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2） - 地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 ・ポータルサイト・特設サイトを活用したエシカル消費に関する						

	事例等の積極的な情報発信
令和5年度 年度	・消費者月間を活用した啓発
令和6年度	・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等）
	・地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2）
	・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部）
	・ポータルサイト特設サイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信
令和7年度 以降	・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・ポータルサイトを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信

〇〇 農林水産省、消費者庁、環境省の取組

年度	取組内容
令和3年度 年度	持続可能な消費の普及について、持続可能な生産と消費を啓発するために事業者が連携して持続可能な商品の販売や広報等に取り組む「サステナウィーク」、持続可能な生産等を行う地域、生産者、事業者の取組動画を表彰する「サステナアワード」等を行う。
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	持続可能な消費の普及について、持続可能な生産と消費を啓発するために事業者が連携して持続可能な商品の販売や広報等に取り組む「サステナウィーク」、持続可能な生産等を行う地域、生産者、事業者の取組動画を表彰する「サステナアワード」等を行う。

〇 農林水産省の取組

年度	取組内容
令和3年度	水産エコラベルについて、 ・国際基準の維持に向けた規格等の改訂 ・国内外で開催されるシーフードショー等への出展 ・オンライン商談会等による水産エコラベル認証品の世界への情報発信 ・認証取得者による持続可能性に配慮した取組の紹介 ・認証取得を希望する事業者に向けたコンサルティングの実施 ・審査体制強化に向けた認証審査員等研修会の開催

		・海外の水産エコラベル等に関する実態調査 ・国内消費者向けの PR 活動
	令和4年度	水産エコラベルについて、
	令和5年度	・令和2年度、令和3年度の取組を踏まえ、取組内容を強化 ・国際基準の維持に向けた規格等の改訂
	令和6年度	・国内外で開催されるシーフードショー等への出展 ・オンライン商談会等による水産エコラベル認証品の世界への情報発信 ・認証取得者による持続可能性に配慮した取組の紹介 ・認証取得を希望する事業者に向けたコンサルティングの実施 ・審査体制強化に向けた認証審査員等研修会の開催 ・海外の水産エコラベル等に関する実態調査 ・国内消費者向けの PR 活動 ・みどりの食料システム戦略の実現に向け、みどりの食料システム法に基づき、有機農業の推進、化学農薬・化学肥料の使用量の低減、環境負荷低減の見える化等に取り組むとともに消費者に丁寧な説明を行う。
	令和7年度以降	・水産エコラベルについて、 ・令和2年度、令和3年度の取組を踏まえ、取組内容を強化 ・国際基準の維持に向けた規格等の改訂 ・国内外で開催されるシーフードショー等への出展 ・オンライン商談会等による水産エコラベル認証品の世界への情報発信 ・認証取得者による持続可能性に配慮した取組の紹介 ・認証取得を希望する事業者に向けたコンサルティングの実施 ・審査体制強化に向けた認証審査員等研修会の開催 ・海外の水産エコラベル等に関する実態調査 ・国内消費者向けの PR 活動 ・みどりの食料システム戦略の実現に向け、みどりの食料システム法に基づき、有機農業の推進、化学農薬・化学肥料の使用量の低減、環境負荷低減の見える化等に取り組むとともに消費者に丁寧な説明を行う。
—○—		
	年度	取組内容
	令和4年度	・水産エコラベルについて、 ・国際基準の維持に向けた規格等の改訂 ・国内外で開催されるシーフードショー等への出展 ・認証取得を希望する事業者に向けたコンサルティングの実施 ・審査体制強化に向けた認証審査員等研修会の開催 ・海外の水産エコラベル等に関する実態調査 ・SNS 等を活用した国内消費者向けの PR 活動

	令和5年度	水産エコラベルについて、 ・令和4年度 の取組を踏まえ、取組内容を強化 ・国際基準の維持に向けた規格等の改訂 ・国内外で開催されるシーフードショー等への出展
	令和6年度	・認証取得を希望する事業者に向けたコンサルティングの実施 ・審査体制強化に向けた認証審査員等研修会の開催 ・海外の実態調査を踏まえた水産エコラベルの展開方策の検討 ・SNS等を活用した国内消費者向けのPR活動
	令和7年度以降	水産エコラベルについて、 ・令和6年度までの取組を踏まえ、取組内容を強化 ・国際基準の維持に向けた規格等の改訂 ・国内外で開催されるシーフードショー等への出展 ・認証取得を希望する事業者に向けたコンサルティングの実施 ・審査体制強化に向けた認証審査員等研修会の開催 ・海外の実態調査を踏まえた水産エコラベルの展開方策の検討 ・SNS等を活用した国内消費者向けのPR活動

○ 農林水産省、経済産業省、国土交通省の取組

年度	取組内容
令和3年度4年度	合法伐採木材等の利用促進について、 ・流通木材等の合法性確認の信頼性・透明性向上（消費者に対する情報提供も見据えた）のためのシステム構築に向けた調査 ・木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ） ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進 ・森林・林業・木材産業関係団体で構成される協議会による展示会への出展などによる普及啓発活動 ・流通木材等の合法性確認の信頼性・透明性向上（消費者に対する情報提供も見据えた）のためのシステム構築に向けた調査（当該調査を踏まえて令和5年度以降検討）
令和4年度5年度	合法伐採木材等の利用促進について、 ・木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ） ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進
令和5年度	合法伐採木材の利用促進について、
令和6年度	・木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ） ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進

		に講ずる木材関連事業者の登録促進
	令和7年度以降	合法伐採木材等の利用促進について、 ・木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ） ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進

項目名	② 消費者志向経営の推進 ※SDGs 関連：関連目標 12、17	担当省庁	消費者庁
-----	-------------------------------------	------	------

施策概要	〇〇 消費者庁の取組 消費者志向経営の広範な普及を<u>図るために向け</u>、社会的気運を高めるための全国的な推進活動として、次の取組を展開する。 ・消費者志向経営推進に向けた自主宣言・フォローアップ活動等 事業者団体、消費者団体及び行政機関（消費者庁）によって構成される消費者志向経営推進組織（プラットフォーム）により、消費者志向経営の広範な普及に向けた活動を展開する。 具体的には、事業者が<u>自主的に</u>消費者志向経営を行うことを自主宣言・公表し、宣言内容に基づいて取組を実施し、その結果をフォローアップして公表する「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」への参加の呼び掛けを行う。また、優良事例の表彰を実施すること等を通じ、事業者の取組を消費者に分かりやすく情報提供することで事業者の取組状況を可視化することや、消費者・社会の理解の促進と、事業者の取組の<u>促進を図る</u>。なお、<u>令和2年度における表彰の客観的評価指標に関する検討結果を踏まえ、令和3年度以降は、中小企業の取組評価や消費者の行動変容の効果等の観点から優良事例表彰の見直しを行うほか、例えば ESG 投融資等の経営概念を反映した金融との紐付けなど、推進活動の在り方について検討を行う。その後は見直し後の進捗状況等を踏まえ、更なる推進に取り組む深化を図る。</u> <u>また、消費者志向経営に取り組む事業者が多様なステークホルダーに評価され、資金調達の円滑化等にもつなげていくための取組・支援について検討する。</u> 「消費者庁新未来創造戦略本部」においても、地域の事業者・消費者・行政機関等と連携し、地方の事業者への普及・啓発を行う。 ・経営者層向けセミナー（トップセミナー）の開催等 経営者層向けに各種のセミナー等を開催し、消費者志向経営の一層の普及を図る。 事業者や事業者団体に対し、自主的な取組の促進のため、消費者志向経営に関わる情報提供を実施する。また、消費者団体と事業者団体の相互の連携を図るため、意見交換の場を設ける。 （令和2年度2～3年度実績） 令和2年度においては、「消費者志向経営の推進に関する有識者検討会」を開催し、消費者志向経営の概念や、消費者志向経営優良事例表彰の実施に当たっての客観的評価指標等の検討を行った。また、上記検討会での議論を踏まえ、令和2年度消費者志向経営優良事例表彰を<u>において特別枠として消費者志向自主宣言等を行っていない事業者についても表彰対象として実施し、令和3年3月に表彰式を執り行った。</u> <u>令和3年度にも上記検討会を開催した。年度前半は、消費者志向経営優良事例表彰の在り方について、年度後半は今後の消費者志向経営の進化・発展のための方向性について検討を行った。また、同検討会での議論を踏まえ令和3年度消費者志向経営優良事例表彰においては複数事業者による消費者を向いた特定の領域での秀でた協働取組を表彰する枠を追加し、令和4年1月に選考結果を公表し、同年3月に表彰式を執</u>
------	--

	り行った。さらに、令和3年7月に消費者志向経営の理解を深め、輪を広げる場として、消費者志向経営に関する連絡会を発足し、以降月例で開催した。												
KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 ①消費者志向自主宣言事業者数 ②消費者志向経営優良事例表彰応募事業者数応募件数 (目標) 令和6年度までに消費者志向経営自主宣言事業者数を倍増する (進捗) ①令和2年度(3月令和元年度末時点):191事業者(令和2年3月末:153事業者)と比較して消費者志向経営自主宣言事業者数を倍増する <u>(進捗)</u> ①令和2年度:773年度(令和4年3月末時点):303事業者 ②令和3年度:47件(「総合枠」及び令和2年度に新設された「特別枠」への応募及び令和3年度に新設された「複数事業者協働取組枠」への応募の合計) 【今後の取組予定】 〇〇 消費者庁の取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度4年度</td><td> - 消費者志向経営を推進する施策に取り組む事業者が多様なステークホルダーに評価され、資金調達の実施 - 進捗状況を踏まえた推進円滑化等にもつなげていくための在り方の見直し取組・支援 - 消費者志向自主宣言・フォローアップ活動の推進 - 優良事例の表彰 - 消費者志向自主宣言の参加事業者拡大に向け、表彰の実施に当たっての客観的評価指標の検討 - 経営に関する連絡会の開催 - 事業者や事業者団体、地方公共団体に対する消費者志向経営に関わる情報提供 </td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td></td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td> - 在り方の見直し・見直しを踏まえた消費者志向経営を推進する施策の実施 - 優良事例の表彰 </td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td> - 事業者や事業者団体、地方公共団体に対する消費者志向経営に関わる情報提供 </td></tr> <tr> <td>令和7年度以降</td><td> - 在り方の見直し・見直しを踏まえた消費者志向経営を引き続き多様な推進する施策の実施 - 優良事例の表彰 - 事業者や事業者団体、地方公共団体に対する消費者志向経営に関わる情報提供 </td></tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度4年度	- 消費者志向経営を推進する施策に取り組む事業者が多様なステークホルダーに評価され、資金調達の実施 - 進捗状況を踏まえた推進円滑化等にもつなげていくための在り方の見直し取組・支援 - 消費者志向自主宣言・フォローアップ活動の推進 - 優良事例の表彰 - 消費者志向自主宣言の参加事業者拡大に向け、表彰の実施に当たっての客観的評価指標の検討 - 経営に関する連絡会の開催 - 事業者や事業者団体、地方公共団体に対する消費者志向経営に関わる情報提供	令和4年度		令和5年度	- 在り方の見直し・見直しを踏まえた消費者志向経営を推進する施策の実施 - 優良事例の表彰	令和6年度	事業者や事業者団体、地方公共団体に対する消費者志向経営に関わる情報提供	令和7年度以降	- 在り方の見直し・見直しを踏まえた消費者志向経営を引き続き多様な推進する施策の実施 - 優良事例の表彰 - 事業者や事業者団体、地方公共団体に対する消費者志向経営に関わる情報提供
年度	取組内容												
令和3年度4年度	- 消費者志向経営を推進する施策に取り組む事業者が多様なステークホルダーに評価され、資金調達の実施 - 進捗状況を踏まえた推進円滑化等にもつなげていくための在り方の見直し取組・支援 - 消費者志向自主宣言・フォローアップ活動の推進 - 優良事例の表彰 - 消費者志向自主宣言の参加事業者拡大に向け、表彰の実施に当たっての客観的評価指標の検討 - 経営に関する連絡会の開催 - 事業者や事業者団体、地方公共団体に対する消費者志向経営に関わる情報提供												
令和4年度													
令和5年度	- 在り方の見直し・見直しを踏まえた消費者志向経営を推進する施策の実施 - 優良事例の表彰												
令和6年度	事業者や事業者団体、地方公共団体に対する消費者志向経営に関わる情報提供												
令和7年度以降	- 在り方の見直し・見直しを踏まえた消費者志向経営を引き続き多様な推進する施策の実施 - 優良事例の表彰 - 事業者や事業者団体、地方公共団体に対する消費者志向経営に関わる情報提供												

項目名	③「ホワイト物流」推進運動の展開 ※SDGs 関連：関連目標 5、9	担当省庁	国土交通省、関係省 庁
-----	---------------------------------------	------	----------------

施策概要	〇〇 国土交通省の取組 トラック運転者不足に対応し、我が国の国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、我が国経済の更なる成長に寄与するため、 ・トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化 ・女性や高齢層を含む多様な人材が活躍できる働きやすい労働環境の実現に<u>取り組む</u>、「ホワイト物流」推進運動を、関係省庁等と連携して推進する。 その一環として、国民に対し、再配達の削減や引越時期の分散化を呼び掛ける。 (令和<u>2年度2～3年度実績</u>) ホワイト物流推進運動について、関係省庁等と連携の上推進を図ってきた。また、<u>12月に令和2年度は全2回、令和3年度は全6回</u>のセミナーを開催し、トラック運送業の取引環境適正化に向けた取組や賛同企業における具体的な取組事例を紹介するとともに、「ホワイト物流」推進運動ポータルサイト等において、国民に対し再配達の削減や引っ越し時期の分散化等、継続的に呼び掛けを実施した。									
KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 ①セミナー等の開催状況 ②ポータルサイト等による、国民を含めた関係者への協力の呼び掛け (目標) <u>「ホワイト物流」推進運動への参加企業数</u> <u>1,201 者 (令和2年度末) → 3,000 者 (令和7年度末)</u> セミナー開催等により、「ホワイト物流」推進運動の拡大・深化を図る。 (進捗) ①<u>1210 月に～3月の期間で6回開催 (いずれもオンライン)</u> ②セミナー開催やポータルサイト<u>によるの拡充を行い</u>呼び掛けを継続実施 【今後の取組予定】 〇〇 国土交通省の取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和<u>3年度4年度</u></td><td rowspan="4">セミナー開催等により、「ホワイト物流」推進運動の拡大・深化を図る。</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td></tr> <tr> <td><u>令和7年度以降</u></td><td>本運動は、時間外労働の上限規制適用 (<u>2024年令和6年4月～</u>) に向けた取組であり、令和7年度以降については現時点では未定。</td></tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 <u>3年度4年度</u>	セミナー開催等により、「ホワイト物流」推進運動の拡大・深化を図る。	令和4年度	令和5年度	令和6年度	<u>令和7年度以降</u>	本運動は、時間外労働の上限規制適用 (<u>2024年令和6年4月～</u>) に向けた取組であり、令和7年度以降については現時点では未定。
年度	取組内容									
令和 <u>3年度4年度</u>	セミナー開催等により、「ホワイト物流」推進運動の拡大・深化を図る。									
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										
<u>令和7年度以降</u>	本運動は、時間外労働の上限規制適用 (<u>2024年令和6年4月～</u>) に向けた取組であり、令和7年度以降については現時点では未定。									

(4) 事業活動におけるコンプライアンス向上に向けての自主的な取組の推進

項目名	① 公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進 ※SDGs 関連：関連目標 8、12	担当省庁	消費者庁
-----	---	------	------

施策概要	〇〇 消費者庁の取組 公益通報者保護制度について、説明会の実施、広報資料の作成・配布等による制度の周知・啓発、市区町村における内部<u>公益</u>通報窓口の整備促進、中小企業における内部<u>公益</u>通報窓口の整備促進、労働者の内部<u>公益</u>通報窓口に対する信頼度の向上、内部<u>公益</u>通報制度に係る認証制度の普及、消費者庁における一元窓口の整備・運用等に取り組む。 また、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）について、事業者に対する内部<u>公益</u>通報対応体制整備の義務付け、公益通報対応業務従事者等に対する守秘義務及び同義務違反に対する罰則の新設、行政機関への<u>公益</u>通報に係る保護要件の緩和、保護対象となる通報者や通報対象事実の範囲の拡大等を内容とする公益通報者保護法の一部を改正する法律案が第 201 回国会で成立した。今後は、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 51 号）の円滑な施行に向けて内部<u>公益</u>通報対応体制整備に関する指針の策定等に取り組むとともに、公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方及び裁判手続における請求の取扱い等の検討を実施する。 （令和 2 年度 2 ～ 3 年度実績） 令和 2 年 10 月から令和 3 年 3 月まで、「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会」を開催し、内部<u>公益</u>通報対応体制整備に関する指針の内容の検討を行った。 <u>公益通報者保護制度について各種団体への講師を派遣するなど、周知・啓発に努めた。</u> 令和 3 年 3 月に、従来の公益通報者保護制度相談ダイヤルを拡充する一元相談窓口を設置し、従来の法律に関する相談の他、<u>公益</u>通報に係る教示先の特定が難しい事案に関する相談の対応、行政機関の不適切対応への苦情相談の対応を開始した。 <u>令和 3 年 8 月、事業者が内部公益通報に適切に対応するための内部公益通報対応体制整備に関して、「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和 3 年内閣府告示第 118 号）」を定めた。</u> <u>令和 3 年 10 月、各事業者における指針に沿った具体的な体制整備の検討を後押しできるよう、参考となる考え方や想定される取組事項等を示す「公益通報者保護法に基づく指針（令和 3 年内閣府告示第 118 号）の解説」を公表した。</u> <u>令和 4 年 1 月、国の行政機関向けガイドラインを改正し、令和 4 年 3 月、地方公共団体向けガイドラインを改正した。</u> <u>このほか各種団体へ講師派遣を行うとともに、令和 3 年 12 月から令和 4 年 3 月まで、事業者に新たに課されることとなる内部公益通報対応体制整備義務などについて、民間事業者や国・地方公共団体などに向けて消費者庁主催の説明会を開催した。</u>
------	---

KPI・
今後の取組予定

【KPI】

- ①大企業労働者における公益通報者保護法の認知度
- ②中小企業労働者における公益通報者保護法の認知度
- ③市区町村の内部公益通報窓口の設置率
- ④中小企業の内部公益通報窓口の設置率
- ⑤内部公益通報制度に関する認証取得事業者数

(目標)

令和6年度に、①65%、②55%、③75%、④55%、⑤300社とすることを目指す。

(進捗)

- ①平成28年度：46%
- ②平成28年度：43%
- ③平成30年度：54.8%
- ④平成28年度：40.2%
- ⑤令和4年1月末時点：133社（令和2年度：101社、~~令和元年度：56社~~）

(定義)

- ①及び②：労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査（直近は平成28年度）の間（あなたは、公益通報者保護法を御存知ですか。）
- ③：行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査（直近は平成30年度）の間（通報・相談窓口の設置の有無）問（~~通報相談窓口の設置の有無~~）
- ④：公益通報者保護制度に関する民間事業者の実態調査（直近は平成28年度）の間（内部公益通報制度を導入していますか。）
- ⑤：内部通報制度認証事務局（公益社団法人商事法務研究会）のウェブサイトの登録事業者一覧

【今後の取組予定】

〇〇 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和4年度	・ <u>内部公益通報対応体制整備義務違反に対する行政措置の実施</u> ・ <u>内部公益通報対応体制整備の努力義務対象者に対する体制整備の促進</u> ・ <u>説明会の実施、広報資料の作成・配布等による制度の周知・啓発</u> ・ <u>実態調査等の実施</u> ・ <u>内部公益通報制度に係る認証制度の見直しの検討</u>
令和3年度5年度	・ <u>内部公益通報対応体制整備義務違反に関する指針に対する行政措置の策定（令和2～3年度）実施</u> ・ <u>内部公益通報対応体制整備の努力義務対象者に対する体制整備の促進</u>
令和4年度	・ <u>説明会の実施、広報資料の作成・配布等による制度の周知・啓発</u>

	令和5年度	・市区町村における内部通報窓口の整備促進、中小企業における内部通報窓口の整備促進
	令和6年度	・内部・実態調査等の実施 ・<u>内部公益</u>通報制度に係る認証制度の<u>普及見直し</u>の検討 ・公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方及び裁判手続における請求の取扱い等の検討（公益通報者保護法改正法の施行後3年を目途）
	（令和7年度以降）	制度の検討、周知・啓発等を引き続き実施

項目名	② 景品表示法の普及啓発 ※SDGs 関連：関連目標 8、12	担当省庁	消費者庁
-----	------------------------------------	------	------

施策概要	㊦ 消費者庁の取組 景品表示法の説明会への講師派遣を行うことに加え、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、様々な業界に対して、同法の普及啓発を図るとともに、社内規程の策定や景品表示法第 26 条及び同条に基づく指針等を踏まえた表示等に関する事業者のコンプライアンス体制の整備、事業者団体による自主基準の策定など、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を積極的に支援促進する。 引き続き、過去の違反事例と共に、同法の基本的な考え方について周知活動を行う。 (令和 2 年度 2 ～ 3 年度実績) 景品表示法の普及・啓発、景品表示法違反行為の未然防止等のために消費者団体、地方公共団体、事業者団体や、広告関係の団体等が主催する景品表示法に関する説明会、講習会及び、研修会等に、令和 3 年度は 98 回（オンライン 52 回、対面 39 回及び併用型 7 回）、職員を講師として派遣し、約 9,220 人が参加した（令和 2 年度は 74 回、延べ参加者数は約 5,500 人程度）。 なお、説明会等においてアンケートを実施しており、令和 2 年度における参加者の理解度は、令和 3 年度は約 95.88%であった（令和 2 年度は約 95%）。 さらにまた、課徴金制度に関する事項を盛り込んだ内容に改定したパンフレット「事例でわかる—景品表示法—」について、消費者団体、地方公共団体、事業者団体等に對して、令和 3 年度は、約 3,600 部配布した（令和 2 年度は、約 2,800 部配布した）。 （注）参加者数は延べ人数。また、「理解度」は、アンケートにおいて講義内容を「よく分かった」又は「おおむね分かった」と回答した参加者数の割合。
------	---

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 ①景品表示法に係る説明会等の参加者数、説明会等における理解度 (景品表示法第26条並びに同条に基づく指針等に係る事業者及び一般消費者の理解度) ②パンフレットの配布状況(配布部数) (目標) 景品表示法(第26条及び同条に基づく指針を含む。)に係る説明会等における理解度を令和6年度までの間、90%以上を達成することを目指す。 (進捗) ①令和3年度:約9,220人、約88%(令和2年度:約5,500人、約95%(令和元年度:約80%)) ②令和3年度:約3,600部(令和2年度:約2,800部(令和元年度:約6,000部)) 【今後の取組予定】 〇〇 消費者庁の取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度4年度</td><td rowspan="4">講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発等</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td></tr> <tr> <td>令和7年度以降</td><td>講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発等</td></tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和3年度4年度	講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発等	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発等
年度	取組内容									
令和3年度4年度	講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発等									
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										
令和7年度以降	講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発等									

項目名	③ 公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援 ※SDGs 関連：関連目標 8、12	担当省庁	消費者庁、公正取引委員会
-----	---	------	--------------

施策概要	〇〇 消費者庁、公正取引委員会の取組 不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約（景品表示法第 31 条の規定に基づく協定又は規約）の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援する。 （令和 2 年度 2 ～ 3 年度実績） 令和 2 年度は、「<u>特定保健用食品の表示に関する公正競争規約</u>」の新設、「<u>アイスクリーム類及び氷菓 1 件、変更 3 件、合計 4 件の認定を行い、令和 3 年度は、「ドレッシング類の表示に関する公正競争規約」など 9 件の変更 3 件、合計 4 件の認定を行った。</u>公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等に職員を講師として派遣した（令和 2 年度は 14 回、延べ参加者数は 1,250 人程度。<u>令和 3 年度は 15 回、延べ参加者数は 3,840 人程度。</u>）。									
KPI・今後の取組予定	【KPI】 研修会を始めとした公正取引協議会の各種会合等に参加した割合（目標） 研修会を始めとした公正取引協議会の各種会合等に参加した割合について、令和 6 年度までの間、85%以上を達成することを目指す。 （進捗） <u>令和 3 年度：27.8%</u>（令和 2 年度：17.7% （令和元年度：85%）） （定義） 消費者庁及び公正取引委員会が研修会を始めとした各種会合等に参加した公正取引協議会数を全公正取引協議会数で除したもの。 【今後の取組予定】 〇〇 消費者庁、公正取引委員会の取組 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 3 年度 <u>4 年度</u></td><td rowspan="4">公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援を行う。</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度 <u>令和 4 年度</u></td></tr> <tr> <td>令和 5 年度</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度</td></tr> <tr> <td><u>令和 7 年度以降</u></td><td>公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援を行う。</td></tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 3 年度 <u>4 年度</u>	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援を行う。	令和 3 年度 <u>令和 4 年度</u>	令和 5 年度	令和 6 年度	<u>令和 7 年度以降</u>	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援を行う。
年度	取組内容									
令和 3 年度 <u>4 年度</u>	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援を行う。									
令和 3 年度 <u>令和 4 年度</u>										
令和 5 年度										
令和 6 年度										
<u>令和 7 年度以降</u>	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援を行う。									